

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第38号

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(設置) 第1条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県立武道館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県立総合水泳プール</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	香川県立武道館	略	香川県立総合水泳プール	略	<p>(設置) 第1条 スポーツ施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県立武道館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>香川県立丸亀武道館</td> <td><u>丸 亀 市</u></td> </tr> <tr> <td>香川県立総合水泳プール</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	香川県立武道館	略	香川県立丸亀武道館	<u>丸 亀 市</u>	香川県立総合水泳プール	略
名 称	位 置																		
略	略																		
香川県立武道館	略																		
香川県立総合水泳プール	略																		
名 称	位 置																		
略	略																		
香川県立武道館	略																		
香川県立丸亀武道館	<u>丸 亀 市</u>																		
香川県立総合水泳プール	略																		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(28) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(29) 香川県立武道館</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(28) 略				(29) 香川県立武道館	略			<p>別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(28) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(29) 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館</td> <td>競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(28) 略				(29) 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス		
種別	区分	単位	金額																																						
1 略																																									
2 公の施設の使用料																																									
(1)～(28) 略																																									
(29) 香川県立武道館	略																																								
種別	区分	単位	金額																																						
1 略																																									
2 公の施設の使用料																																									
(1)～(28) 略																																									
(29) 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館	競技場使用料 専用使用の場合 アマチュアス																																								

(30)～(39) 略	

第2表 略

ポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 専用使用でない場合 附属施設、附属設備及び器具の使用料	1時間当たり 3,840円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 1時間当たり 1,280円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 1時間当たり 15,360円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 1時間当たり 3,840円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額 別に教育委員会規則で定める額 別に教育委員会規則で定める額 香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。
(30)～(39) 略	

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p><u>(12)</u>・<u>(13)</u> 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）に定める県立学校</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p><u>(12)</u> <u>香川県立丸亀武道館</u></p> <p><u>(13)</u>・<u>(14)</u> 略</p>